

平成10年度 街づくり年次報告書

平成11年4月1日

1. 目的

- この年次報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条(年次報告)の規定に基づき、協働の街づくりについて、その推進状況を明らかにするために作成するものです。
- 条例第23条(年次報告)
市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2. 内容

平成10年度における協働の街づくりの推進状況(概要)は、次のとおりです。詳しい内容を知りたい場合は、市役所都市整備課までお問い合わせください。

- 1. 地区計画、建築協定等の活用(第7条)**
 - 大和市では、現在、地区計画が4地区、建築協定が19地区で締結されています。
 - 平成10年度は、「渋谷南部地区地区計画」(41.9ヘクタール 平成11年1月22日告示)、「つきみ野六丁目5番地建築協定」(平成10年9月29日認可)が、新たに締結されました。
- 2. 認定・登録要件の作成(第8条から第12条関係)**
 - 平成11年4月からの条例の全面施行に備え、大和市街づくり推進会議の答申に基づき、地域街づくり協議会等の認定・登録要件を定めました。
- 3. 「大和市街づくり指導要綱」の作成(第13条関係)**
 - 条例第13条第2項の規定に基づき、開発事業に関する具体的な指導・助言の内容を明らかにするために、「大和市街づくり指導要綱」を定めました(平成11年1月14日告示 4月1日施行)。なお、「大和市開発等事業指導要綱」(昭和59年大和市告示第29号)は、廃止しました。
- 4. 開発事業者に対する勧告と公表(第14、15条関係)**
 - 開発事業者への勧告と事業者名等の公表は、平成10年10月から現在まで行っていません。
- 5. 地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体への助成(第16、17条関係)**
 - 平成11年4月1日から、地域街づくり協議会と地区街づくり推進団体への助成等の支援制度がスタートしました。新しい制度は、「大和市みんなの街づくり条例の運用に関する要綱」で定めています。なお、従前の「大和市まちづくり組織に対する補助金交付要綱」(平成2年4月1日施行)は、廃止しました。
- 6. 情報の提供と学習の支援(第18条関係)**

平成10年度における主な「情報の提供と学習の支援」は、次のとおりです。

○ まちづくりフォーラムやまと'98

- テーマ これからもここにすむ～街づくり条例でできること～
- と き 平成10年6月27日(土)
- 参加者 約160名
- 備考 毎年1回開催 今回は5回目 3回目から市民参加による実行委員会形式で運営

○ まちづくり学校(入門編第二期)

- 日程等 全6回 5月23日「まちづくり」 6月20日「防災」 7月18日「景観」 9月5日「住環境・手法」 9月19日「タウンウォッチング」 10月3日「発表・ミニシンポジウム」
- 内容 講義、グループワーク タウンウォッチング
- 受講者 30名
- 備考 平成9年度に、入門編第一期を実施 入門編は毎年開催予定

○ 街づくり学校(実践編第一期)

- 日程等 全4回 1月30日「問題を発見しよう」 2月13日「仲間を集めて考えるには」 2月27日「活動内容を話し合おう」 3月13日「学習をまとめて発表しよう」
- 内容 講義、グループワーク 発表とディスカッション
- 受講者 28名

○ 街づくりサロン

- 平成6年11月に市役所4階都市部フロアに開設。情報基地として、街づくり情報の収集・提供の役割を担っている。
- ホームページ上に街づくりサロンのページを設け、街づくり関連の意見収集・情報提供を行っている。

○ 街づくりサロン通信(第4号・第5号)

- 第4号:平成10年12月10日発行
- 第5号:平成11年 3月31日発行
- 内容 街づくり条例・街づくり賞・街づくり学校・市内の街づくり事例等の紹介
- 1000部を配布(郵送600部 市内公共施設400部)
- 備考 第1号(平成8年12月) 第2号(平成9年9月) 第3号(平成10年1月)

7. 街づくり専門家の派遣等(第19条関係)

- 平成5年度から、市民の自主的な街づくり活動を支援するために、街づくり専門家の派遣を行っています。ルール化、建物の共同化、公園のワークショップなど幅広い活動に対して派遣しています。

- 平成10年度は、21件の派遣を行いました。平成5年度からの派遣総数は、109件となっています。
- 登録専門家数 47名(平成11年3月31日現在)
- この制度は、これまでは「大和市まちづくり専門家派遣制度に関する要綱」で定めていましたが、平成11年4月から「大和市みんなの街づくり条例の運用に関する要綱」に基づいて行われます。

8. 市街地開発事業への支援(第20条関係)

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの大掛かりな事業は、準備期間が長く、多くの財源が必要となります。
- 土地区画整理事業(組合施行)については、測量・設計の費用、道路等の整備費の助成(「大和市土地区画整理事業助成規則」H3.6)、再開発をめざした活動については、準備組織の運営経費などの助成(「大和市市街地再開発準備組合等補助金交付要綱」H3.7)、の制度があります。
- 平成10年度は、「大和東1丁目駅前街区市街地再開発準備組合」など、大和駅周辺の再開発を目指した活動に助成を行いました。

9. 地区施設等への支援(第21条関係)

- 大和市には、これまで地区施設等への支援制度はありませんでしたが、本条例を受けて、平成10年度に、地区計画や街づくり協定などによって作りだされる歩道状の空地について、その整備や維持管理に関する支援制度を検討しました。
- 平成11年度から「大和市みんなの街づくり条例の運用に関する要綱」のなかで、ルール化を支援する新しい制度として運用していく予定です。

10. 表彰(第22条関係)

- 大和市では、平成5年度から「大和市街づくり賞」を実施しています。活動部門として「団体表彰」「個人表彰」、事例部門として「まちのグッドデザイン賞」「まちのアクセサリー賞」を設けており、これまでに、29の活動や事例が表彰されました。
- 平成10年度は、6月に行われた「まちづくりフォーラムやまと'98」で、第5回街づくり賞の表彰式が行われました。「まちのグッドデザイン賞」として5事例、「まちのアクセサリー賞」として3事例が、表彰されました。

11. 中心市街地の活性化(大和駅周辺地区)

- 大和駅周辺地区では、相模鉄道線の地下化・小田急江ノ島線の高架化・駅施設の整備・駅前広場や街路の整備などが行われ、プロムナードなどの新しい都市空間が創出されており、大和市の中心市街地にふさわしい街づくりが進められています。
- また、駅周辺の各街区で、市街地再開発事業などをめざした活動が続けられています。現在は、9つの街づくり組織が活動しています。
- 平成10年11月には、地元商店会・自治会・街づくり組織・商工会議所の代表者で構成される「中心市街地活性化懇話会」が発足し、ハード・ソフト両面にわたった活性化方策について、検討が行われています。

- 平成10年度は、5回の懇話会が開かれ、平成11年度のはじめに、市長に対し、提言がなされる予定です。市では、この提言を尊重して、中心市街地活性化法に基づき取組みを進める考えです。

12. 新規拠点(内山地区)

- 中央林間駅に隣接する内山地区は、都市計画マスタープランでは、緑の空間を十分にとった総合的な住宅市街地を誘導する新規拠点としての構想が位置づけられ、整備手法としては、土地区画整理事業があげられています。
 - 平成10年度は、地区の方々の意向を把握するため、8月に、内山地区の街づくりに関するアンケート調査を行いました。
 - 591人の方々に発送・回答率58%。全般的には、今の街並みを大切にしながら、道路等の整備を進めることで、身近な住環境の改善を望む声が多くなっています。しかしながら、土地区画整理事業について、具体化するまでの地域の熱意は高まっていない、という結果になっています。
-